

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

ラッコの声で電話交換



ラッコの声で電話交換

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

1 実態調査等からみた障害者の状況

(1) 身体障害児・者の状況

平成3年11月に厚生省が実施した「身体障害児実態調査」及び「身体障害者実態調査」によると、在宅の身体障害児・者は280万3千人(身体障害児8万1千人,身体障害者272万2千人)と推計される。

また、身体障害者更生援護施設等の社会福祉施設に14万5千人の身体障害児・者(身体障害児1万1千人,身体障害者13万4千人)があり、在宅の者と合わせて、身体障害児・者は、全体で294万8千人(身体障害児9万2千人,身体障害者285万6千人)と推計される。

これらを、昭和62年の実態調査結果(在宅の身体障害児・者250万6千人(身体障害児9万3千人,身体障害者241万3千人),施設に入所している身体障害児・者10万6千人(身体障害児1万3千人,身体障害者9万3千人),合計261万2千人)と比較すると、身体障害児は減少しているものの身体障害者はこの間に14.0%の増加となっている。

(注1) 上に述べた調査では、身体障害児・者を「身体障害者福祉法第4条に基づき同法別表に定められた次の1)~5)に該当する者」とし、18歳未満の者を身体障害児、18歳以上の者を身体障害者としている。また、同法の障害等級により、1級~6級に分類している。1)視覚障害、2)聴覚又は平衡機能の障害、3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、4)肢体不自由、5)心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸又は小腸の機能の障害

(注2) ここに掲げた在宅及び施設入所の身体障害児・者のほかに、病院に入院している者の中にも(注1)の1)~5)に該当する者がいるが、ここでは、実態調査等による把握が行われている範囲を対象として分析を行っている。(2)で分析を行う精神薄弱児・者についても同様である。

在宅の身体障害児・者を障害の種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で160万2千人(全体の57.1%)であり、次いで「内部障害」47万6千人(17.0%)となっている。昭和62年の調査と比較すると、身体障害児については「視覚障害」が32.8%減少しており(身体障害児総数は12.4%の減少)、身体障害者については「内部障害」が56.8%、「視覚障害」が15.0%それぞれ増加している(身体障害者総数は12.8%の増加)。

身体障害児・者の状況

身体障害児・者の状況

①在宅者の状況

	推 計 数 (人) (構 成 割 合) (%)		
	総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上
総 数	2,803,000 (100.0)	81,000 (100.0)	2,722,000 (100.0)
視 覚 障 害	356,900 (12.7)	3,900 (4.8)	353,000 (13.0)
聴 覚 ・ 言 語 障 害	369,200 (13.2)	11,200 (13.8)	358,000 (13.2)
肢 体 不 自 由	1,601,500 (57.1)	48,500 (59.9)	1,553,000 (57.1)
内 部 障 害	475,500 (17.0)	17,500 (21.6)	458,000 (16.8)
1 級	670,000 (23.9)	32,000 (39.5)	638,000 (23.4)
2 級	470,500 (16.8)	16,500 (20.4)	454,000 (16.7)
3 級	462,100 (16.5)	14,100 (17.4)	448,000 (16.5)
4 級	512,800 (18.3)	6,800 (8.4)	506,000 (18.6)
5 級	290,900 (10.4)	2,900 (3.6)	288,000 (10.6)
6 級	241,400 (8.6)	3,400 (4.2)	238,000 (8.7)
不 明	155,300 (5.5)	5,300 (6.5)	150,000 (5.5)

②施設入所者の状況

総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上
145,000	11,000	134,000

③全体の状況

総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上
2,948,000	92,000	2,856,000

(注) 施設入所者とは、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、身体障害児療養施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設その他の施設に入所している身体障害児・者である。

資料：在宅者については、厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」(平成3年11月)及び厚生省社会・援護局「身体障害者実態調査」(平成3年11月)
施設入所者については、厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」(平成3年10月)及び厚生省社会・援護局、児童家庭局調べ

在宅の身体障害児・者を障害の程度別にみると、障害程度等級1・2級のいわゆる重度の身体障害児・者が合計40.7%を占めている(障害の程度別の動向については、3で述べることとする。)

在宅の身体障害児・者の障害の原因をみると、身体障害児については「疾病」によるものが60.0%、「事故」によるものが6.7%、「不明・不詳」33.5%となっており、また、疾病別状況をみると、「脳性マヒ」が、昭和62年の調査と比較すると2割近く減少しているが、依然、26.9%と最も多い。

在宅の身体障害者の障害の原因は、「疾病」によるものが58.3%、「事故」によるものが19.3%、「不明・不詳」22.4%となっており、また、疾患別状況をみると、「脳血管障害」(11.9%)「骨関節疾患」(7.9%)「心臓疾患」(7.2%)の順となっている。疾患別状況を昭和62年の調査と比較すると、「心臓疾患」が43.4%、「腎臓疾患」が28.4%と、内部障害関係の疾患が増加している。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

1 実態調査等からみた障害者の状況

(2) 精神薄弱児・者の状況

平成2年9月に厚生省が実施した「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」によると、在宅の精神薄弱児・者は、28万4千人(精神薄弱児10万人,精神薄弱者16万8千人,不詳1万6千人)と推計される。

また、精神薄弱者更生施設等の社会福祉施設に10万1千人の精神薄弱児・者(精神薄弱児1万5千人,精神薄弱者8万6千人)がおり、在宅の者と合わせて、精神薄弱児・者全体で、38万5千人(精神薄弱児11万5千人,精神薄弱者25万4千人,不詳1万6千人)と推計される。

精神薄弱児・者の状況を障害の程度別にみると、「最重度」・「重度」が43.5%、「中度」・「軽度」が51.3%となっている。

(注)上に述べた調査では、「精神薄弱」を「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とし、18歳未満の者を精神薄弱児、18歳以上の者を精神薄弱者としている。また、その知能水準と日常生活能力水準との総合判断により、「最重度」、「重度」、「中度」及び「軽度」の4段階に分類している。

精神薄弱児・者の状況

精神薄弱児・者の状況

①在宅者の状況

	推 計 数 (人) (構 成 割 合) (%)			
	総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上	不 詳
総 数	283,800 (100.0)	100,000 (100.0)	168,200 (100.0)	15,700 (100.0)
最 重 度	35,200 (12.4)	13,600 (13.7)	21,200 (12.6)	400 (2.4)
重 度	88,300 (31.1)	31,700 (31.7)	52,900 (31.5)	3,700 (23.5)
中 度	76,400 (26.9)	26,600 (26.6)	46,300 (27.5)	3,500 (22.4)
軽 度	69,200 (24.4)	24,300 (24.4)	39,500 (23.5)	5,300 (34.1)
不 詳	14,800 (5.2)	3,700 (3.7)	8,300 (4.9)	2,800 (17.6)

②施設入所者の状況

総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上
101,300	15,100	86,200

③全体の状況

総 数	18 歳 未 満	18 歳 以 上	不 詳
385,100	115,100	254,400	15,700

(注) 施設入所者とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所(重症心身障害児病棟)、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設の各施設に入所している者である。

資料：在宅者については、厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」(平成2年9月)

施設入所者については、厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」(平成2年10月)及び厚生省児童家庭局調べ

「絵本の里」の障害者施設(剣淵西原学園)

剣淵町は、北海道の北部に位置する人口4,700人の町。

剣淵町でまず目につくのが「絵本の館」。「絵本の館」は、絵本によるまちおこし(絵本の里づくり)の拠点として、平成3年に旧役場庁舎を改装して完成した。

「絵本の館」の入口をくぐると1万3千冊に及ぶ絵本に出会うことができる。そこから右手に入ると喫茶「らくがき」がある。そこで自家製のクッキーのついたコーヒーを出しているのが、精神薄弱者更生施設剣淵西原学園の園生と職員。

剣淵西原学園は、この「絵本の里づくり」の企画運営に主体的に取り組むとともに、地域の農業者と共同して低・無農薬農業で栽培された野菜の個別宅配を行うなど、障害者とともに歩むまちづくりを積極的に進めている。また、絵本の里を訪れ、学園に設置されている地域交流ホームに宿泊する人とは、園生・職員と語り合うなど、さまざまな人々との交流にも努めている。

剣淵西原学園は、障害者の施設がまちおこしを担った好事例である。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

1 実態調査等からみた障害者の状況

(3) 精神障害者の状況

精神保健法において、「精神障害者」とは、精神病者(中毒性精神病者を含む。),精神薄弱者及び精神病質者をいう(精神保健法第3条)とされているが、医療機関の利用状況から精神障害者の状況をみると、平成3年においては、精神病床に入院している患者数は34万9千人、精神病院における外来患者の年間総延人数は1,108万4千人となっている。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

2 年金・手当の受給権者からみた障害者の状況

後述するとおり、障害者に対する所得保障等の制度は、20歳未満の障害者を対象とする特別児童扶養手当等の手当と、20歳以上の障害者を対象とする障害基礎年金や障害厚生年金等の年金給付等とがある。

平成3年度末の特別児童扶養手当の支給対象となっている児童(支給停止となっている者を含む。)14万3千人と、平成3年度末の障害基礎年金受給権者及び旧国民年金法に基づく障害年金の受給権者の合計約119万9千人について、障害等級別に整理すると、次表のようになる。

特別児童扶養手当の支給対象となっている児童等及び障害基礎年金等の受給権者

特別児童扶養手当の支給対象となっている児童等
及び障害基礎年金等の受給権者

(単位：人)

	1 級	2 級	合 計
20 歳 未 満 (特別児童扶養手当)	8 万 9 千	5 万 3 千	14 万 3 千
20 歳 以 上 (障害基礎年金等)	68 万 9 千	50 万 9 千	119 万 9 千

(注) 合計が一致していないのは、千人未満を四捨五入しているためである。

資料：特別児童扶養手当については、厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」
(平成3年度)

障害基礎年金については、社会保険庁調べ

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第2章 障害者の状況

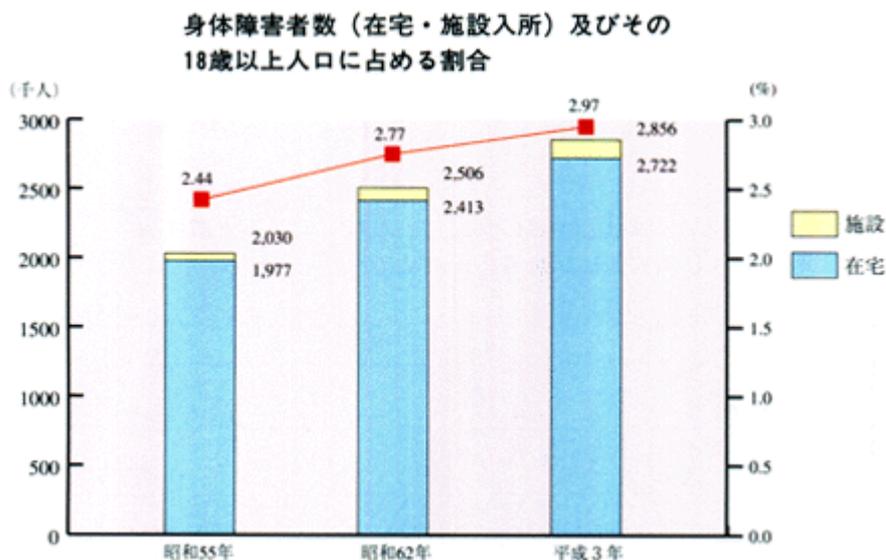
3 高齢化,重度化等の傾向

ここまで,各種の調査結果と年金・手当の受給権者の状況からそれぞれ障害者の状況を見てきたが,以下では,これらの結果からみた全体的な障害者の状況について述べることにする。

まず,障害者全体の動向について分析することとするが,ここでは,定期的に実態調査を行ってきた身体障害者を例として,主な傾向を指摘することとする。

第1は,身体障害者の増加傾向である。在宅及び施設に入所している身体障害者は,図に見られるように年を追って増加しており,昭和55年の調査結果等と比較しても,82万6千人(40.7%)の増加であり,18歳以上の全人口に対する比率も,2.97%と,0.53%ポイント増加している。増加の理由としては,次に述べる身体障害者の高齢化等が考えられる。

身体障害者数(在宅・施設入所)及びその18歳以上人口に占める割合



第2は,身体障害者の高齢化傾向である。在宅の身体障害者のうち65歳以上の者の占める割合は,表に見られるように急激に増加している。高齢化の理由としては,1)人口の高齢化に伴い高齢期に身体障害者となる者が増加したこと,2)一般の高齢化と同様に身体障害者についても高齢化が進んでいること等が考えられる。

在宅の身体障害者のうち65歳以上の者の占める割合

在宅の身体障害者のうち65歳以上の者の占める割合

昭和 55 年	昭和 62 年	平成 3 年
41.8 %	44.2 %	48.8 %

資料：厚生省社会・援護局

第3は、障害の重度化傾向である。在宅の身体障害者のうち障害程度等級の1・2級に該当する重度障害者の割合は、表に見られるように年々増加している。

在宅の身体障害者のうち1・2級の障害者の占める割合

在宅の身体障害者のうち1・2級の障害者の占める割合

昭和 55 年	昭和 62 年	平成 3 年
32.7 %	38.3 %	40.1 %

資料：厚生省社会・援護局

次に、成人後に障害者となった者の、障害者となった原因について分析することとする。

障害厚生年金の受給権者である障害基礎年金受給権者は、平成3年度末で5万2千人であるが、これらの者は、昭和61年度以降の厚生年金保険の被保険者期間(すなわち民間企業のサラリーマンである期間)中の障害事故に基づく年金の受給権者であることから、その状況をもとに、成人後に障害者となったサラリーマンについての、障害者となった原因等の最近の傾向について、一定の分析を行うことができる。

障害の種類をみると、受給権者の62.7%は内部障害であり、肢体不自由(14.0%)、重複障害(10.7%)、視覚障害(7.0%)等となっている。次に、障害の原因となった傷病を障害の種類別にみると、内部障害については、脳血管疾患又は腎疾患で全体の58.4%を占めている。肢体不自由については、上下肢その他の外傷及び脳血管疾患の割合が高く、視覚障害については、視器の疾患・外傷と糖尿病の割合が高い。

滋賀県における障害者の陶芸活動

滋賀県の施設で陶芸が取り上げられるようになったのは戦後まもなくのことで、以来この分野は教育上非常に重要な分野として認められ、実践が重ねられてきた。それは粘土という素材の優れた特性によるが、この素材には可塑性があつて、いかに障害が重度であっても取扱いが自由であること、また、素材が精神薄弱者の自発性発揮に非常に有効であることが注目されたからである。

表現されたものは障害者の内面の発露として彼らの内面を知る好材料になり、また、それぞれが美しい形を備えていて、造形としての価値も高いものであり、新しい美の創造という意味から精神薄弱者の非常に重要な活動分野になっている。

滋賀県の多くの施設は昭和50年ごろからこの活動を盛んに行い、過去7回京都市美術館で展示会を開いたほか、特に平成3年には滋賀県信楽町で行われた世界陶芸祭に県下50の施設と共同作業所、さらに在宅の障害者を合わせて1,000人近くの障害者から作品が出品された。

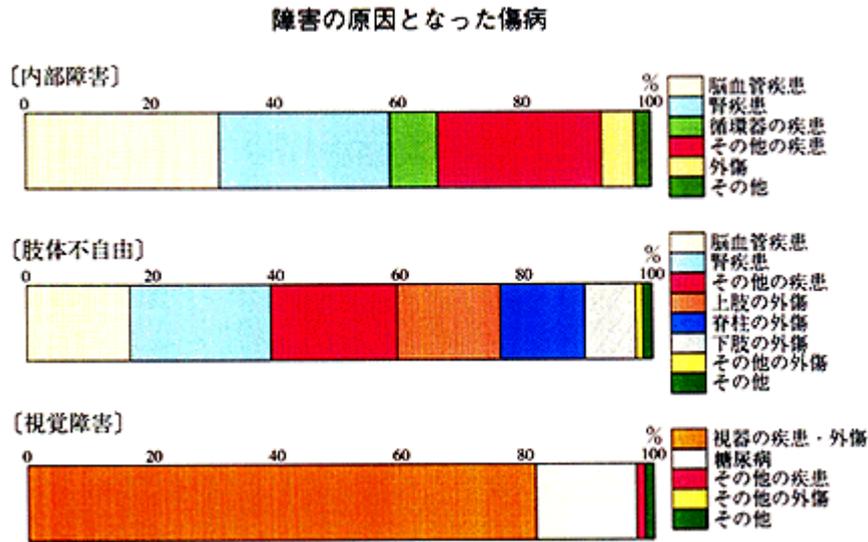
「世界陶芸祭」(平成3年、滋賀県信楽町)出品作品



「世界陶芸祭」(平成3年、滋賀県信楽町)出品作品

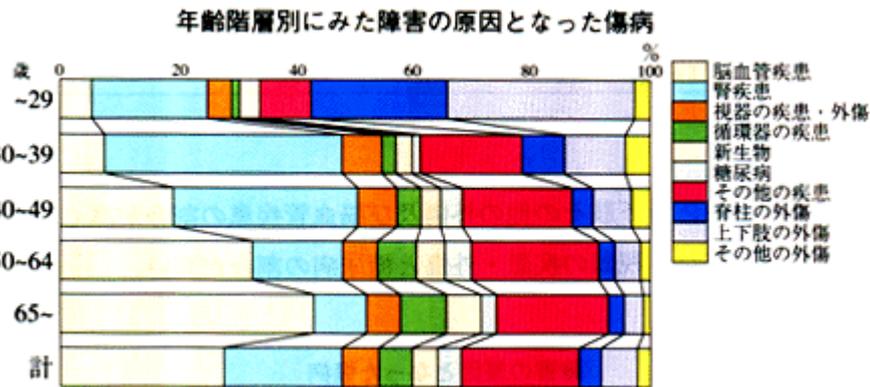
現在では、他府県の施設、学校、さらに一般芸術活動に対する影響も大きなものとなっている。

障害の原因となった傷病



さらに、年齢階層別に障害の原因となった傷病をみると、20歳代では脊柱、上下肢その他の外傷が55.2%と半数以上を占めているが、30歳代以降は、各種の疾患を原因とする者の割合が高い。なかでも、30～49歳層では腎疾患の割合が、50歳以降の層では脳血管疾患の割合がそれぞれ高く、生涯の各時期により、障害の原因がそれぞれ異なっていることがわかる。

年齢階層別にみた障害の原因となった傷病



太陽の家の自立への取組み

「Nocharity But a chance!(身体障害者に保護より働く機会を)」をモットーとし、昭和40年10月にわずか7名の身体障害者で出発した太陽の家は、今日、身体障害者授産施設をはじめ13の身体障害者福祉施設を運営するとともに、これらの利用者が可能な限り自立できるよう大手企業と提携し、現在では約1,000人の障害者とそれを支える500名の人がこのに従事している。

太陽の家の特徴は、第1に最重度の障害者の生活の場である療護施設から職能的に自立可能な者のための福祉工場や提携企業を配置し、障害程度や能力に応じた各種職能訓練を行うとともに社会参加と自立を支援していること、第2に景気や社会情勢の変化に対しても安定した仕事と賃金を確保するため、大企業と提携した近代的なライン作業を授産科目の中心に据えていること、第3に障害者の残存機能の維持強化のため積極的にスポーツを取り入れ大きな成果を収めており、また、フェスピック(極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会)事務局や大分国際車いすマラソン大会の協力機関として、身体障害者スポーツの普及や国際交流にも貢献していることがあげられる。

厚生白書(平成4年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare